

第 1 回 長岡地域任意合併協議会

会 議 録

第1回長岡地域任意合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成15年1月14日(火) 午後2時
- ・場 所 ホテルニューオータニ長岡

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	久住 時男	馬場潤一郎	樋山 彗男
大野 勉	遠藤鐵四郎	長島 忠美	大橋 義治
二澤 和夫	稲田 順一	外山 康男	佐々木保男
熊倉 幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	長谷川 孝
矢野 一夫	大地 正幸	伴内 勝栄	八木 庄英
鈴木 正一	西川 洋吉	今泉 實	五十嵐亮一
石坂 敏雄	石黒 貞夫	野島 六司	大桃 健三
坂牧 正憲	高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男
田村 巖	朝日 由香	村上 雅紀	若杉 リツ
佐藤 織江	北村 公	池田 守明	高森 精二
鏝水 義慎	小林 民雄	小池 進	高野 徳義
平野 保雄	池島 寛	中沢 清	豊口 協
鈴木 隆三			

以上 49名

(欠席委員の氏名)

大矢 治雄 酒井 利幸

以上 2名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

ただいまから、第1回長岡地域任意合併協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。申しおくれましたが、私、本日の進行を務めさせていただきます長岡市企画部長で任意合併協議会事務局の北谷でございます。

本日の会議につきましては、協議会委員51名中49名の出席をいただいております。ご欠席は、三島町の大矢委員さん、山古志村の酒井委員さんで、欠席の旨のご連絡をいただいているところであります。

それでは初めに、お手元の資料についてご確認いただきたいと思います。お手元には、第1回長岡地域任意合併協議会の次第が一番上に乗っているかと思っております。その下に報告（1）及び（2）を先頭ページといたします33ページの報告・議題の資料がございます。また、その横に「子供たちの未来のために考えよう 長岡地域市町村合併研究会報告書の概要」というパンフレットを用意させていただいております。資料の方はおそろいでしょうか。

それでは、初回でございますので、次第に従いまして、本日出席の委員の皆様方を、大変僭越ではございますが、私の方からご紹介させていただきます。

順番は、31ページでございます長岡地域任意合併協議会委員名簿の順番にさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、ご紹介されました方につきましては、自席にてご起立の方をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

初めに、森長岡市長でございます。続きまして、久住見附市長でございます。馬場栃尾市長でございます。樋山中之島町長でございます。大野越路町長でございます。遠藤三島町長でございます。長島山古志村長です。大橋小国町長です。二澤長岡市助役です。稲田見附市収入役でございます。外山栃尾市総務課長です。佐々木中之島町助役でございます。熊倉越路町助役でございます。米持三島町助役です。坂牧山古志村助役です。長谷川小国町助役です。

続きまして、矢野長岡市議会議長です。大地長岡市議会市町村合併調査研究委員会委員長です。伴内見附市議会議長です。八木見附市議会市町村合併調査特別委員会委員長です。鈴木栃尾市議会議長です。西川栃尾市議会市町村合併調査研究会会長です。今泉中之島町議会議長、五十嵐中之島町議会市町村合併調査特別委員会委員長、石坂越路町議会議長、石黒越路町議会地方分権推進等調査特別委員会委員長、野島三島町議会議長、大桃三島町議会市町村合併調査特別委員会委員長、坂牧山古志村議会議長、高野山古志村議会合併問題研究特別委員会委員長、樋口小国町議会議長、野田小国町議会地方分権に関する特別委員会委員長。

なお、野田委員までが行政・議会の関係者でございますが、続いて住民代表の方でございますが、ここからは役職等が多岐にわたっておられますので、恐れ入りますが、役職等は名簿をご覧くださいまして、市町村名とお名前をご紹介申し上げます。長岡市住民代表の田村様でございます。同じく長岡市住民代表の朝日様、見附市住民代表の村上様、同じく見附市住民代表の若杉様、栃尾市住民代表の佐藤様、同じく栃尾市住民代表の北村様、中之島町住民代表の池田様、同じく中之島町住民代表の高森様、越路

町住民代表の鎌水様、同じく越路町住民代表の小林様、次に三島町住民代表の大矢様でございますが、冒頭申し上げましたとおり、本日はご都合により欠席でございます。三島町住民代表の小池様、山古志村住民代表の高野様、同じく山古志村住民代表の酒井様でございますが、冒頭申し上げましたとおり、本日はご欠席でございます。続きまして、小国町住民代表の平野様、同じく小国町住民代表の池島様。池島委員までが住民代表の方であります。

続いて、学識経験者の方々をご紹介いたします。中澤新潟県総合政策部市町村合併支援課長様、豊口長岡造形大学理事長・学長様、最後になりましたが、鈴木ホクギン経済研究所所長様。

ありがとうございました。以上で委員紹介を終了させていただきます。

続きまして、次第の3でございますが、仮議長選出でございます。

今後の議事を進めるために、会長が選出されるまでの間、仮議長を選任いただくものですが、仮議長には馬場委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

「異議なし」という声あり

事務局（北谷）

ありがとうございました。異議なしということでございますので、馬場委員から仮議長をお願いし、これからの議事の進行をお願い申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

仮議長（馬場潤一郎）

ただいま仮議長に指名をいただきました馬場でございます。まさに当長岡地域任意合併協議会の歴史的第一歩を迎えるに当たっての大役を仰せつかったわけでありますが、身に余る、また身の引き締まる思いでございます。不慣れでございますけれども、しばらくの間仮議長を務めさせていただきます。皆様の特段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、これより議事に入ります。

4、報告の（1）、任意合併協議会設立までの経緯及び長岡地域市町村合併研究会報告の概要についてを議題といたします。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

事務局の高橋でございます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の2ページをお開きください。任意合併協議会設立までの経緯でございます。経緯といたしましては、まず行政の関係としまして、平成13年12月5日、現在の任意合併協議会を構成いたします8市町村で長岡地域市町村合併研究会を設置いたしました。平成14年2月には、研究会としまして、合併に際してそれぞれの市町村において重要と考えられる事項について、同じく4月には合併の目的やメリットについて、6月には合併後の地域の個性尊重のあり方について、8月には合併するとした場合に必要なインフラ等の整備方針について検討を重ね、10月25日に研究会報告として取りま

とめをいたしました。

また、議会の関係の動きとしましては、平成14年6月4日に8市町村議会議長の会議を開催し、7月には8市町村の正副議長及び合併に関する特別委員会等の正副議長による会議を、さらに7月31日、8市町村の議員が一堂に会して会議を実施いたしました。さらに、8月27日になりますが、8市町村議会合併連絡会が設置され、現在に至っております。これらの動きの中で、平成14年11月20日、任意合併協議会設置についての市町村長間の基本的な合意がされ、ことしの1月1日に長岡地域任意合併協議会を設置することとなりました。

なお、協議会を運営する予算につきましても、それぞれの議会から議決をいただいたところでございます。

次に、長岡地域市町村合併研究会報告の概要について説明をいたします。資料とは別に別冊でお手元にお配りしてございます、タイトルが「子供たちの未来のために考えよう」という別冊になっております冊子がございますが、この冊子に基づいて説明をさせていただきます。

研究会の報告書につきましては、皆様方に委員の就任のご依頼をしたときに127ページからなる報告書をお渡ししてあるわけですが、今日は概要ということで、長岡市の方で作りました概要版で説明をさせていただきます。

研究会でどういふことを検討したかということになるわけですが、まず2ページをお開きください。ここから合併の必要性について、一つは地方分権の推進という考え方の中から必要であると。次、3ページ、4ページでございますが、行政サービスの高度化、多様化に伴って高度な行政能力が必要になってくるということ。それから、(3)でございます。合併市町村の地域の一体性と生活圏の拡大、長岡地域が一体となってまちづくりを行うことが必要であるということ。それから、4ページですが、(4) 少子高齢化の急激な進展、少子高齢化社会に対する準備が今から必要であるということ。それから、(5) 厳しい財政状況、国や県ばかりには依存してられないという現状を認識しなければならないということ。

それから、6ページでございます。合併のメリット、効果でございます。さまざまなメリットがあるわけでございますが、研究会では(1)、管理部門等の効率化による人件費節減から行財政が効率化されるということ、それから次のページ、7ページでございますが、広域的な観点からの地域づくり、まちづくりが可能になるということ等々でございます。

それから、9ページをお開きください。研究会では、8市町村のさまざまな行政の制度について比較、検討いたしました。そこからわかってきたことですが、当然のことながら8市町村の行政制度は、その地域性や歴史などによりさまざまな違いがあるということがわかりました。さらに、制度の内容を細かく調べていきますと、8市町村の中では比較的長岡市の制度が充実しているということが併せてわかりました。そこで、11ページをお開きください、あくまでも研究会の段階ではございますが、行政制度及び住民負担の水準の今後の調整の方針でございます。基本的には長岡市の制度に基づいた調整を目安に

行うものとするということで研究会でまとめてございます。

12ページからは主な行政サービス、住民生活に密接に関係のある項目を調整素案ということで、あくまでも研究会の現段階での調整素案、どのような形で制度を合わせていけるのか、いくべきなのかということを検討いたしました。記載のとおりでございますが、項目としましては、日常生活にかかわることとして地方税、ごみの収集、13ページでございますが、下水道使用料、水道料金、教育面では遠距離通学児童生徒の通学費の助成、就学助成。14ページでございます。(3)、福祉、保健の関係では保育所の保育料、介護保険料、幼児の医療費助成、次のページ、15ページでございますが、国民健康保険料について。さらに、産業振興面としましては、中小企業の貸付金について、土地改良事業の補助金について、その他としまして消防団、市町村議会議員及び農業委員会委員の任期と定数について研究会として検討を重ねてまいりました。

概要の最後ですが、16ページになりますが、これから協議会の中でも新市の将来構想を協議をしていくことになりますが、研究会の段階ではあくまでも素案というような考え方の中で、大きなくくりとしまして、新生活づくりという観点、それから17ページでございますが、活力づくりという観点、18ページでございます、人づくりという観点、さらに信頼づくりという観点で将来のビジョンを素案という形でまとめたものでございます。

以上でございます。

仮議長(馬場潤一郎)

ただいま事務局から当長岡地域任意合併協議会設立までの経緯と構成市町村の首長で研究を行ってこられました長岡地域市町村合併研究会報告の概要について説明がありました。

次に、(2)、長岡地域任意合併協議会規約についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

事務局(高橋)

それでは、3ページをお開きください。資料の方の3ページでございます。長岡地域任意合併協議会規約について説明をいたします。

まず、第1条、設置でございます。目的ということになりますが、8市町村で合併に関する諸問題について協議を行うため、任意の合併協議会を設置するという考え方でございます。

第2条、名称でございます。長岡地域任意合併協議会としております。

第3条、協議事項でございます。協議事項につきましては、(1)、合併の方式等合併に関する基本的な事項に関すること。これは、後ほど協議項目のところで説明をいたします。(2)、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定による市町村建設計画を念頭に置いた新市の将来構想に関すること。これも後ほど出てまいりますが、いわゆる合併特例法の規定によりまして、新市建設の基本方針、新市の根幹となるべき事項、財政計画等を盛り込んだ計画を法定協議会で決定することとなっております。したがって、任意協議会ではこれらを想定しました将来構想を協議したいという考え方でございま

す。(3)、各種事務事業のうち基本的な事項に関すること。これも後ほど出てまいります、いわゆるごみ収集や保健衛生など、特に住民の日常生活にかかわりの深い事業の取り扱いについて協議をしたいと考えております。

第4条、組織でございます。任意協議会は、次の委員をもって組織する。(1)、市町村の長、(2)、構成市町村の助役、括弧書きがございますが、助役が不在の市町村にあっては、それぞれの市町村の長が指定する職員としております。(3)、構成市町村の議長及び議長が推薦した議員1名、(4)、構成市町村の長がそれぞれの住民のうちから推薦した者2名となっております。(5)、構成市町村の長が協議して定めた学識経験者としております。

第5条、会長及び副会長でございます。会長を1名、副会長を1名置いて、委員の互選によりこれを選出することとなっております。

第6条、会議等でございます。会議は、会長が招集し、会長が議長となる。2、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長は会議を招集しなければならない。3、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。4、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。後ほど長岡地域任意合併協議会の会議の運営に関する規程のところの説明をいたします。

次、4ページでございます。第7条、関係職員等の出席。会長は、必要に応じ構成市町村の職員、その他必要と認める者を会議に出席させ、意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができるとしております。

第8条、小委員会でございます。協議事項を専門的に調査研究させるため、小委員会を置くことができるとしてあります。小委員会の組織、運営その他必要は事項は、会長が会議に諮って別に定めるとなっておりますので、これにつきましても後ほど長岡地域任意合併協議会小委員会規程のところの説明をいたします。

第9条、幹事会でございます。任意協議会に提案する事項について協議、調整をすること、それから分科会の活動の進行管理等を行うため、幹事会を置くこととしてあります。幹事会につきましては、構成市町村の助役、合併担当の部長または課長をもって組織することとしてあります。3でございますが、幹事長1名、副幹事長1名を置くこととしてあります。4、幹事会の組織、運営につきましては、会長が別に定めるとしてあります。これも後ほど長岡地域任意合併協議会の幹事会規程でご説明いたします。

第10条、分科会でございます。任意協議会に提案する事項について専門的に協議、調整を行うため、行政分野別に分科会を置くこととしてあります。分科会の名称、その他必要な事項は、会長が別に定める。これにつきましても、後ほど長岡地域任意合併協議会分科会規程でご説明をいたします。

第11条、事務局でございます。事務局は長岡市に置くこととしてあります。事務局の組織運営に関し必要な事項は会長が別に定めるとしてあります。ここにつきましても、長岡地域任意合併協議会事務局規程として後ほど説明をいたします。

第12条、経費でございます。任意協議会に要する経費は、構成市町村の負担金及びその他の収入をも

って充てるとしております。後ほど協議会予算のところでご説明いたします。

第13条、監査でございます。出納の監査は、会長が指名した委員2名が行うこととしております。指名された委員は、監査の結果を会長に報告しなければならないとしております。

第14条、会計年度及び財務でございます。会計年度は、普通地方公共団体の会計年度としております。4月からスタートして翌3月までというのが会計年度ということになっております。2でございますが、この規定にかかわらず、任意協議会が解散した場合の会計年度は解散の日に終わるとしております。3でございますが、任意協議会の財務に関し必要な事項は会長が別に定めるとしてしております。後ほど長岡地域任意合併協議会財務規程のところの説明をいたします。

最後、第15条、その他でございます。この規約に定めるもののほか、任意協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定めるとなっております。今回この規定により、後ほど長岡地域任意合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程についてご説明をさせていただきます。

なお、この規約は、任意協議会の設置日であります平成15年1月1日から施行しております。

以上でございます。

仮議長（馬場潤一郎）

ただいま事務局から長岡地域任意合併協議会規約について説明がありました。報告事項でございますが、この際、質問等があればお願いをいたします。どなたかございませんでしょうか。

「なし」という声あり

仮議長（馬場潤一郎）

じゃ、質問がないようであります。これで4、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして、5、議題の（1）、役員等の選出の、会長1名の選出に移らせていただきます。

当長岡地域任意合併協議会の会長については、先ほど事務局からの報告にもありましたとおり、規約の第5条第1項によりまして、当協議会の委員の互選により選出することとなっております。委員の皆様方からご意見はございませんでしょうか。

委員（樋山桑男）

互選の方法でございますが、指名推選でお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

「異議なし」という声あり

委員（樋山桑男）

議長さん、よろしゅうございますか。

仮議長（馬場潤一郎）

はい、結構でございます。

委員（樋山桑男）

会長には長岡市長の森委員を推薦いたします。

仮議長（馬場潤一郎）

ただいま会長に森市長という提案がございましたが、いかがでございましょうか。

「異議なし」という声あり

仮議長（馬場潤一郎）

それでは、異議なしということでございますので、長岡地域任意合併協議会規約第5条第1項の規定に基づきまして、森市長さんを会長に選出いたしました。

それでは、この際会長に選出されました森市長さんからごあいさつをお願いいたします。

会長（森 民夫）

ただいま当任意合併協議会の会長ということでご推薦をいただき、任を賜りました。まことに光栄に存ずる次第でございます。この合併という事業は、まさに歴史的な事業でございますので、この任意合併協議会の会長として任を果たすことはまことに身が引き締まる思いがいたします。この協議会の設置まで、それぞれ市町村長さんを初め、各議会の皆様方大変なご努力、ご尽力をいただいたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

本協議会には、各市町村からの住民代表あるいは学識経験者の方々からも参加をいただいているわけでございます。実際の住民生活等を踏まえまして活発な議論を通じて、素晴らしい成果を生み出したいものと願っているところでございます。

今後とも皆様方のお力添えを心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

（拍手）

仮議長（馬場潤一郎）

ありがとうございました。規約第6条第1項により、会長が議長となると定められておりますので、正式に森会長に議長をお願いいたしまして、私はこれで仮議長の職を閉じさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

議長（森 民夫）

どうも馬場市長さん、仮議長大変ご苦勞さまでございました。

それでは、引き続きまして、役員等の選出の議事を続けさせていただきます。

まず、当長岡地域任意合併協議会の副会長でございますが、規約第5条第1項によりまして、当協議会の委員の互選により選出することとなっております。委員の皆さんからのご意見はございませんでしょうか。

委員（樋山 桑男）

先ほどと同じように指名推選をお願いいたしまして、見附市の久住委員さんを推薦したいと思っております。

議長（森 民夫）

ただいま久住見附市長さんに副会長をお願いしたいとのご意見がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

異議がないようでございますので、長岡地域任意合併協議会規約第5条第1項の規定に基づきまして、見附市長の久住さんを副会長に選出いたしました。

それでは、この際副会長に選出されました久住さんからごあいさつをお願いいたします。

副会長（久住時男）

久住でございます。副会長の任を仰せつかりました。大任でございます。精いっぱい会長を補佐しながら、皆さんの意見をいただきながら、この私どもの任意協議会、この八つの市町村が今財政難ということで守りの合併というような意識の多い中で、少なくとも私どもは攻めの合併である、そういう個々の個性が生きる、そのために私どもが集まっている、そういうこれからの将来ビジョンを確定しながら、個々の地域が光っていく、そういうものにつくり上げると、そういうものになっていければと思っております。そのために精いっぱいさせていただきますので、ご支援賜ればと思います。

就任に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきました。どうもありがとうございます。（拍手）

議長（森 民夫）

どうもありがとうございました。

次に、出納監査を行っていただく委員でございますが、この出納監査は規約第13条の規定に基づきまして会長が指名することとなっております。今回は初回でもございますので、私の方で指名をさせていただきます。次回の第2回協議会で報告させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

異議なしということでございますので、次回第2回の協議会で報告をさせていただきます。

それでは、議題の2、各種諸規程（案）につきまして、長岡地域任意合併協議会の会議の運営に関する規程（案）から、長岡地域任意合併協議会分科会規程（案）をお諮りいたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明をいたします。8ページをお開きください。以下幾つかの規程が出てまいりますが、いずれも規約に基づいて規程を定めるものでございますので、説明は簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、長岡地域任意合併協議会の会議の運営に関する規程（案）でございます。これは、協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条でございます。会議は公開とするとしております。

第3条でございます。会長は、会議終了後、会議録を調製することとしております。会議録につつま

しては、任意協議会事務局及び構成市町村において一般の閲覧に供するとともに、任意合併協議会事務局のホームページに掲載することとしております。

第4条、第5条、第6条につきましては、それぞれ傍聴の手續、傍聴席に入ることができない者、傍聴人の遵守事項を細かく定めております。

次のページの9ページをお開きください。9ページの上から4行目になりますが、会長は傍聴人がこれらの事項に違反したときは、これを制止し、指示に従わないときは退場させることができるとしております。

第7条でございます。会議の進行等でございますが、7条の3でございます。会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行するものとしております。

第8条、委員の代理出席でございます。委員の代理出席は、これを認めないものとしております。

次に、10ページでございます。長岡地域任意合併協議会小委員会規程でございます。この規程につきましても、協議会規約に基づいて必要な事項を定めるものでございます。

第2条、所掌事務でございます。小委員会の役割でございます。小委員会は、任意協議会から付託された事項について調査及び審議を行うこととしております。

第3条、委員でございます。小委員会の委員は、会長が任意協議会の委員のうちから指名することとしております。

第4条、組織でございます。小委員会には、委員長、副委員長、そして委員で構成することになります。

第7条でございます。小委員会の委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について会長に報告しなければならないとしております。

第8条、運営でございます。小委員会の運営につきましては、先ほど説明いたしました合併協議会の会議の運営に関する規程に定めるところによると、同じ運営の仕方をするという考え方でございます。

続きまして、11ページをお開きください。長岡地域任意合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程でございます。これも先ほど説明いたしました協議会の規約に基づいて必要な事項を定めることになっております。

まず、第2条、報償費の額でございます。市町村長及び助役を除く委員が任意協議会の会議及び小委員会の会議に出席したとき、この報償費の額は1日につき9,100円としております。

第3条でございます。任意協議会の委員が会議等に出席した場合の費用弁償、旅行したときの費用弁償等について、記載のとおり定めてあるものでございます。

次に、12ページをお開きください。長岡地域任意合併協議会幹事会規程でございます。第2条でございます。幹事会の役割を定めております。幹事会の役割としましては、任意協議会に提案する事項について協議または調整をすること、その下の(2)でございます。分科会の進行管理等に関することとし

ております。

幹事会の幹事につきましては、規約で説明しましたとおり助役及び合併の担当のそれぞれの市町村の部長または課長としております。

次に、13ページをお開きください。長岡地域任意合併協議会事務局規程でございます。任意合併協議会の事務局に関し必要な事項を定めているものでございます。ここでは事務局の職務内容、職務権限、次のページになりますが、公印の取り扱い等について定めているものでございます。

次に、15ページをお開きください。長岡地域任意合併協議会財務規程でございます。合併協議会の財務に関し必要な事項を定めるという考え方でございます。内容としましては、予算の調製方法、契約の手続、収入及び支出等について定めているものでございます。

次に、17ページをお開きください。長岡地域任意合併協議会分科会規程でございます。これは、任意協議会の分科会について必要な事項を定めているものでございます。

第2条、設置する分科会は別表のとおりとするとしておりまして、次のページに32の分科会の個別の名称が記載されております。

第3条でございます。分科会は、幹事会及び事務局の指示を受け、任意協議会に提案する事項について専門的に調査、検討を行う、これが分科会の職務となっております。

なお、分科会の構成につきましては、任意協議会の前に研究会を組織しておりましたが、研究会での分科会と同様の組織となっております。

以上で説明は終了いたします。

議長（森 民夫）

どうもありがとうございました。各種の諸規程について一時に説明がございましたんで、なかなかわかりにくい面もあるかと思いますが、要はこの協議会の委員をメンバーとする小委員会というのをつくることができると、それから助役と職員からなる幹事会を置くと、それから各市町村の職員を構成員とする分科会があるというような説明でございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらばお願いをいたします。

委員（村上雅紀）

10ページにあります小委員会の構成に関してちょっと質問をさせていただきたいんです……その前に見附の村上と申します。小委員会の構成委員を任意協の委員のうちから指名するということが書いてありますけど、これは間口をもう少し広げるというお考えというのは、表現上どういう表現を使うかというのがちょっとまだ私自身も見つからないんで、どのように言っているのかかわからないんですけども、間口をもう少し広げられるような含みを持った文章にはできないんでしょうか。

議長（森 民夫）

間口を広げるというのは、委員を任意協議会の委員のうち以外からも選べると、こういう意味でございいますか。

委員（村上雅紀）

そうです。

議長（森 民夫）

今ご意見ございましたが、事務局の方で何か補足の説明ございますか。

事務局（高橋）

基本的には小委員会は委員で構成するという考え方でございます。ただ、例えば将来構想であるとか、重要な事項があったときに、例えば住民の方たちからなるワーキンググループのようなものを組織するのであるとか、例えばアンケート等により住民の意向を確認するのであるとか、そういったことは必要だと考えておりますので、必要に応じそういった手法を取り入れていくということは考えております。

議長（森 民夫）

委員としてあくまで任意協議会の委員で構成するけれども、実際の運用面においていろんな人の意見を聞くことはその小委員会の中で十分議論をすると、こういう答えですが、よろしゅうございますか。

委員（村上雅紀）

はい。

議長（森 民夫）

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、ほかにご意見もないようでございますので、議題2の各種諸規程(案)につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ご異議がないようでございますので、議題の(2)、各種諸規程(案)につきましては、原案のとおり決定いたしました。

それでは、議題の(3)、平成14年度長岡地域任意合併協議会事業計画(案)につきましてお諮りいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明いたします。19ページをお開きください。平成14年度長岡地域任意合併協議会事業計画(案)について説明をいたします。

平成14年度の事業計画としましては、大きく1、2、3というふうを考えておりますが、順次説明をいたします。

まず、1、会議の開催でございます。これは、(1)、任意協議会の本体の会議でございます。任意

協議会の会議を月1回開催したいというふうに考えております。

次に、(2)、小委員会、幹事会及び分科会でございます。まず、小委員会につきましては、任意協議会から付託された事項について開催することになりますので、必要に応じ、必要な都度開催をしたいと考えております。

次に、幹事会でございます。幹事会につきましては、任意協議会に提案する事項について協議、調整をすることが主な職務となりますので、任意協議会の開催の前には幹事会を開催したいと考えております。

次に、分科会でございます。分科会につきましては、幹事会及び事務局の指示を受け、任意協議会に提案する事項について専門的に調査、検討することになりますので、それぞれ必要な都度開催をすることになると考えております。

次に、2、広報広聴の実施でございます。最初に、(1)、協議会だよりでございます。任意協議会自体は公開することにしておりますが、住民の方全員が傍聴に来られるということではございませんので、任意協議会の協議内容につきましては、住民の皆さんにわかりやすく伝えるために、月1回をめぐりに協議会だよりを作成し、全世帯に配布をしたいというふうに考えております。

次に、(2)、協議会ホームページの作成でございます。これにつきましても、任意協議会の協議内容や会議録等を掲載して情報発信を住民の方に行うほかに、逆に住民の方から自由に意見や質問を書き込めるようなコーナーをホームページの中に設置し、情報の収集も行いたいというふうに考えております。これによりまして、住民の方々の意見や質問に直接答え、住民参加を促進することができると思っております。以上のために協議会のホームページを作成したいというふうに考えております。

次に、3、調査研究の実施でございます。(1)、新市将来構想策定、これは14年度の今事業の説明をしておりますが、15年度にもかかる事業というふうに考えております。及び電算化状況の調査でございます。新市の将来構想の策定につきましては、合併後の新しい市が発展していくためにどのような都市を目指すのか、またどのようなまちづくりを目指していくのか、これらのことを策定をしたいというふうに考えております。また、電算化状況の調査でございますが、今後の電算システムの調整を行うに当たって、現況がどのような状況になっているのか調査を事前に行う必要がありますので、この調査についても任意協議会の中で実施をしたいというふうに考えておるものでございます。

(2)、先進地の視察でございます。これにつきましては、合併の協議に関する情報収集等を行うために、協議会委員さん、それから私どもも含めて、事務局も含めて先進地の視察を行いたいという考え方でございます。

事業計画については以上でございます。

議長(森 民夫)

ご説明ありがとうございました。主な事業として会議の開催、広聴広報の実施、調査研究の実施ということでございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見ございましたら挙手を

お願いしたいと思います。ございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、ご意見もないようでございますので、議題（３）、平成14年度長岡地域任意合併協議会事業計画（案）につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ご異議もないようでございますので、原案どおりに決定をさせていただきます。

それでは、議題の（４）に移ります。平成14年度長岡地域任意合併協議会予算（案）についてお諮りをいたします。

まず、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明いたします。21ページをお開きください。横になっておりますが、平成14年度長岡地域任意合併協議会予算（案）について説明をいたします。21ページの総括で説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

まず、歳入でございます。１、分担金及び負担金2,399万9,000円でございます。これは、任意合併協議会の構成８市町村からの負担金でございます。

それから、２、県支出金100万円でございます。新潟県から合併事業に対する補助金として受け入れるものでございます。

３、諸収入1,000円でございます。これは、協議会を運営途中で預金利子が発生することが想定されるので、1,000円を計上しているものでございます。全体で2,500万円でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。１の会議費でございます。先ほど事業計画で説明いたしました任意協議会の本体の会議、それから小委員会の会議等に要する経費でございます。230万2,000円でございます。

次に、２、事業推進費でございます。これも先ほどの事業計画で説明しましたとおり、協議会だよりやホームページの作成などの広報広聴に要する経費、そして新市の将来構想の策定や電算化状況の調査に関する経費が主な内容となっております。2,169万8,000円でございます。

３、予備費としまして100万円を計上しております。これは、当初予定しなかった経費が発生した場合を考え、予備費として100万円を計上しているものでございます。全体として2,500万円でございます、歳入歳出ともに同額となっております。

なお、歳入歳出それぞれの詳細につきましては、次の22ページに歳入、23ページ、24ページに歳出がそれぞれございますが、記載のとおりでございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらば挙手をお願いしたいと思います。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、ただいま説明がありました平成14年度長岡地域任意合併協議会予算案につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。では、ご異議ないようでございますので、議題（４）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議題（５）、協議項目及び協議期間（案）についてお諮りをいたします。

まず、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、説明いたします。26ページをお開きください。協議項目及び協議期間（案）についてでございます。

まず、1、協議項目についてでございます。（１）、協議項目は、次のページの（２）、（３）、大きなくくりでは三つございますが、そのうちのまず（１）、合併に関する基本的な事項に関する事、これは恐縮ですが、読んでお話をさせていただきたいと思っております。まず、合併の方式に関する事、合併の期日に関する事、新市の名称に関する事、新市の事務所の位置に関する事、財産の取扱いに関する事、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事、地方税の取扱いに関する事、特別職の身分の取扱いに関する事、一般職の職員の身分の取扱いに関する事、組織機構及び支所に関する事、地域審議会の取扱いに関する事、条例・規則等の取扱いに関する事、一部事務組合等の取扱いに関する事、使用料・手数料等の取扱いに関する事、次27ページでございます、公共的団体等の取扱いに関する事、町名・字名の取扱いに関する事、各種団体への補助金・交付金の取扱いに関する事、慣行の取扱いに関する事、以上19項目が協議項目の中での基本的な事項に関する事としております。

協議項目の2番目、（２）でございます。先ほど来から規約の中にも出てきておりますが、市町村建設計画を念頭に置いた新市将来構想等に関する事、（３）、各種事務事業の取扱いに関する事、括弧書きで各種事務事業のうち基本的な事項とありますが、いわゆる住民の日常生活にかかわりの深い事

業について、取り扱いについて協議をしたいということでございます。

それから、大きな2番でございます。協議期間でございます。協議期間につきましては、平成15年7月をめどとするという案で考えております。

なお、協議項目のうちの基本的な事項の1番から19番、それから(2)、(3)につきましては、次のページの28ページでそれぞれの基本的な事項というのはどういう項目をいうのか、どういうことをいうのかということを説明書きを添えてありますので、参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。ただいま協議項目及び協議期間について説明ございましたが、これにつきまして何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。どなたかございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、特にご意見もないようでございますので、議題(5)、協議項目及び協議期間(案)については、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

ありがとうございました。(5)につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、その他事項についてでございますが、6、その他、次回協議会日程について事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋)

それでは、説明をいたします。

第2回目の協議会の開催でございますが、今のところ2月13日木曜日でございますが、この日の午前中の開催を予定しております。なお、開催の案内につきましては、第2回目の議題等の決定がまだでございますので、幹事会等で議題等が決定した後に改めてご送付をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、本日会長も決定いたしましたので、各委員あての委嘱状を本日付で後ほど郵送させていただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

本日の予定いたしました会議日程はすべて終了いたしました。まだ第1回ということもあって、それぞれ委員相互の面識等もございませんけれども、1回目でございますから、特に何かこの際ご発言が

ありましたらお伺いしたいと思いますが。特にございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

1回目でございますので、このあと懇親会も用意されているようでございますが、おいおい白熱した議論が出ることを期待申し上げまして、第1回の会議日程を終了させていただきます。

皆様方には、会議運営に大変ご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

（散会 午後2時56分）